

弘前市
新型インフルエンザ等対策
行動計画
(改定案)

平成 28 年 9 月

令和 2 年 4 月 (改定)

令和 8 年 月 (改定)

目次

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画	3 -
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	3 -
第1節 感染症危機を取り巻く状況	3 -
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	4 -
第2章 市行動計画の作成と感染症危機対応	6 -
第1節 市行動計画の作成及び改定	6 -
第2節 新型コロナウイルス感染症危機対応の経験	8 -
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	10 -
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	10 -
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的	10 -
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	11 -
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	14 -
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	17 -
第5節 対策推進のための役割分担	21 -
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点	25 -
第1節 市行動計画における対策項目等	25 -
第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点	28 -
第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等	30 -
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目における取組	31 -
第1章 実施体制	31 -
第1節 準備期	31 -
第2節 初動期	33 -
第3節 対応期	35 -
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	40 -
第1節 準備期	40 -
第2節 初動期	41 -
第3節 対応期	42 -
第3章 まん延防止	43 -
第1節 準備期	43 -
第2節 初動期	44 -
第3節 対応期	45 -
第4章 ワクチン	48 -
第1節 準備期	48 -
第2節 初動期	53 -
第3節 対応期	56 -

第5章 保健	- 60 -
第1節 準備期	- 60 -
第2節 初動期	- 61 -
第3節 対応期	- 62 -
第6章 物資	- 63 -
第1節 準備期	- 63 -
第2節 初動期	- 64 -
第3節 対応期	- 65 -
第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保	- 66 -
第1節 準備期	- 66 -
第2節 初動期	- 67 -
第3節 対応期	- 68 -
用語集	- 71 -

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには2020年以降新型コロナウイルス感染症が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチ¹の推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

¹ 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性²の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）は、病原性³が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等⁴は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

① 新型インフルエンザ等感染症⁵

- ・ 新型インフルエンザ
- ・ 再興型インフルエンザ

2 「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、市行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。

3 「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、市行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。

4 特措法第2条第1号

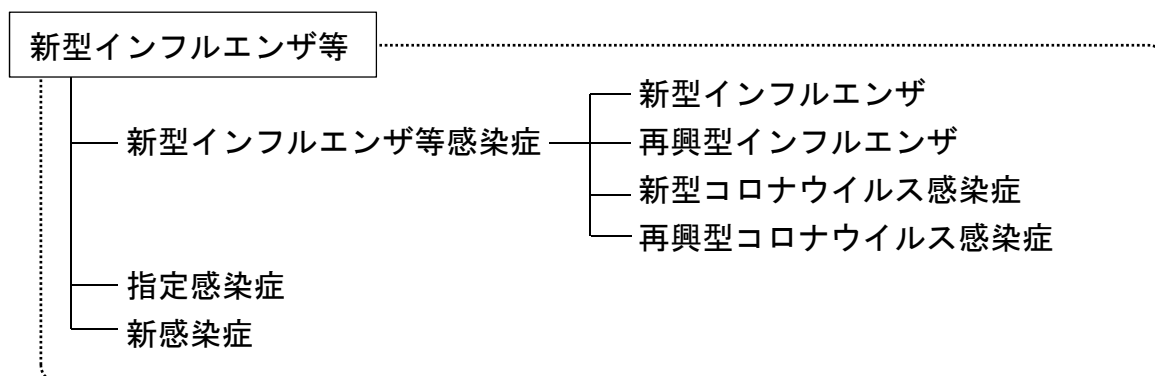
5 感染症法第6条第7項

- ・新型コロナウイルス感染症
- ・再興型コロナウイルス感染症

② 指定感染症⁶（特措法第 14 条の報告に係るものに限る。）

③ 新感染症⁷（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る。）

である。



6 感染症法第 6 条第 8 項

7 感染症法第 6 条第 9 項

第2章 市行動計画の作成と感染症危機対応

第1節 市行動計画の作成及び改定

2013年6月、特措法第6条に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が作成された。政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県や市町村がそれぞれの行動計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めたものである。その後、2024年7月、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、政府行動計画が改定された。

また、青森県（以下「県」という。）においても政府行動計画が改定されたことを受け、県における新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえて新型インフルエンザ等対策青森県行動計画（以下「県行動計画」という。）が改定された。

市では、新型インフルエンザ等が発生し、国が新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置し、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」（以下「緊急事態宣言」という。）を行った場合に、特措法に基づき設置する「弘前市新型インフルエンザ等対策本部」（以下「市対策本部」という。）の組織及び運営等を定める「弘前市新型インフルエンザ等対策本部条例」（平成25年弘前市条例第19号。以下「条例」という。）を2013年3月22日に制定した。さらに、市では、特措法第8条に基づき、政府行動計画が定める、都道府県が都道府県行動計画を作成する際の基準となるべき事項等を踏まえ、2016年9月に弘前市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を作成した。

市行動計画は、市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や市が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ① 新型インフルエンザ等感染症
 - ・ 新型インフルエンザ
 - ・ 再興型インフルエンザ
 - ・ 新型コロナウイルス感染症
 - ・ 再興型新型コロナウイルス感染症
- ② 指定感染症（特措法第14条の報告に係るものに限る。）
- ③ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る。）

今般、政府行動計画の改定を受け、県行動計画が改定されたことから、その内容や新型コロナウイルス感染症対応における経験を踏まえ、市行動計画を抜本的に改定するものである。

なお、国は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画の変更を行うとしていることから、市においても、国や県の動向等を踏まえ、必要に応じ、市行動計画の改定を検討する。

第2節 新型コロナウイルス感染症危機対応の経験

2020 年 1 月に国内で最初の新型コロナウイルス感染症患者が確認され、政府では、新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）を立ち上げ、対策を総合的かつ強力に推進するための体制を整えた。

青森県は、同年 2 月 17 日に青森県危機管理指針に基づく「新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部」を設置し、それに伴い、保健医療活動に係る総合的な調整を行うために危機対策本部健康福祉部内に保健医療調整本部を、各地域県民局地域健康福祉部保健総室に保健医療現地調整本部を設置した。

市はこれを受け、同年 3 月 13 日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、同年 10 月には、弘前保健所（当時）へ、管内の感染拡大の早期収束や入院調整の支援のため、市職員を派遣する等の対応を行なった。

特措法の改正により、新型コロナウイルス感染症が特措法の適用対象とされ、政府としての対策を総合的かつ強力に推進するため、特措法に基づく政府対策本部が同年 3 月 26 日に設置され、今後講じるべき対策を整理した新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）が決定された。

青森県は、同日に特措法及び青森県新型インフルエンザ等対策本部条例を根拠とする危機対策本部（新型インフルエンザ等対策本部）に移行し、その後、特措法に基づく緊急事態宣言（特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。）が発出されたことから、市においても、特措法及び弘前市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部（新型インフルエンザ等対策本部）へ移行した。

国の主導による医療提供体制の強化、予備費による緊急対応策や補正予算による対策、まん延防止等重点措置の創設等の特措法改正、変異株への対応、行動制限の緩和等、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、国家の危機管理として新型コロナウイルス感染症対応が順次行われ、市においてもワクチンの住民接種を実施した。

そして、国内感染者の確認から 3 年余り経過した 2023 年 5 月 8 日、新型コロナウイルス感染症を感染症法上の 5 類感染症に位置付けることとし、同日に政府対策本部及び基本的対処方針が廃止され、県新型インフルエンザ等対策本部も同日廃止されたため、市新型コロナウイルス感染症対策本部（新型インフルエンザ等対策本部）についても同日廃止した。

今般、3 年超にわたって特措法に基づき新型コロナウイルス感染症対応が行われたが、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、市民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする市民生活の安定にも大きな脅威となるものであ

ったことである。

感染症危機の影響を受ける範囲についても、新型コロナウイルス感染症対応では、全ての市民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなった。

この間の経験は、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、市の危機管理として社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。

そして、感染症危機は、決して新型コロナウイルス感染症対応で終わったわけではなく、次なる感染症危機は将来必ず到来するものである。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内、さらに市内への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や市民生活及び地域経済にも大きな影響を与えかねない。

国は、新型インフルエンザ等については、長期的には、国民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある⁸としている。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン確保のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 感染拡大防止と国民経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、国民生活及び国民経済活動への影響を軽減する。
- ・ 国民生活及び国民経済の安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

市は、国の目的に準じ、「国民生活」を「市民生活」、「国民経済」を「地域経済」と捉え、各般の対策を講ずる。

8 特措法第1条

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

市において、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性⁹等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

- 発生前の段階（準備期）では、市民に対する啓発や市・企業による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（初動期）では、直ちに初動対応の体制に切り替える。
- 新型インフルエンザ等の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期（対応期）では、県が行う患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等の感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策に協力する。

9 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。

- 県内や市内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期（対応期）では、国、県、市及び事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- 地域の実情等に応じて、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫がなされた柔軟な対策が実施されるよう、市は、県と協議を行う。
- その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（対応期）では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- 最終的には、流行状況が収束¹⁰し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行われることが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市及び指定（地方）公共機関による対策

10 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

市は、県が想定する有事のシナリオに準じ、過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下のアからエまでの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

ア 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。

イ 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。

ウ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や地域経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。

エ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

市は、具体的には、前述の（1）の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように(A)から(D)に区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

○ 初動期（A）

新型インフルエンザ等の発生により政府対策本部及び県対策本部が設置された場合、市は、副市長を座長とする庁内連絡会議を設置し、国が定める基本的対処方針に従い感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。また、市内外の感染状況や緊急事

態宣言の発出状況等の変化に応じ、第3部第1章の実施体制に示す対策本部や警戒対策本部を設置して対応する。

対応期については、以下のBからDまでの時期に区分する。

- ・ 封じ込めを念頭に対応する時期（B）
- ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）
- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）
- ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）

○ 対応期：封じ込めを念頭に対応する時期（B）

新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、県内外や諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパネドミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。

その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切替えの観点から、以下のように区分する。

○ 対応期：病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

○ 対応期：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する）。

○ 対応期：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が

一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

市は、この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目における取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」（C-2）については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」（D）を迎えることも想定される。

また、感染や重症化しやすいグループが特にこども¹¹や若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

¹¹ 市行動計画では、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」(2021年12月21日閣議決定)に倣い、法令上の用語等を除き、「こども」という表記を使用する。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、市行動計画又は市業務継続計画に基づき、県等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下のアからオまでの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となる DX の推進等を行う。

ア 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理
将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

イ 迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の感染事例が判明した後速やかに市として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

ウ 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

エ リスクコミュニケーション等の備え

有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

オ 負担軽減や情報の有効活用、国及び県との連携等のための DX の推進や人材育成等

保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国及び県との連携の円滑化等を図るための DX の推進のほか、人材育成、国及び県との連携等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

(2) 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び地域経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下のアからエまでの取組により、感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び地域経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

ア 医療提供体制と市民生活及び地域経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には、県が予防計画及び医療計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図ることになる。市は、県と連携して医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。県がリスク評価に基づき感染拡大防止措置等を講ずる場合には、これに協力する。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や地域経済等に与える影響にも十分留意する。

イ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備状況、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や地域経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

ウ 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

エ 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策が実施される場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状

況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等が実施されるに当たって、市民の自由と権利に制限を加えられる場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のもの¹²となるよう県と協議する。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、特に必要があると認めるときは、県に対して新型インフルエンザ等

12 特措法第5条

緊急事態措置に関する総合調整を行うよう¹³要請する。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症危機下の災害対応

市は、避難所施設の確保等を進めるとともに、自宅療養者等の避難のために県との情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は、国及び県と連携し発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

13 特措法第 36 条第 2 項

第5節 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する¹⁴。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める¹⁵とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める¹⁶。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議¹⁷（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議¹⁸の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

14 特措法第3条第1項

15 特措法第3条第2項

16 特措法第3条第3項

17 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成23年9月20日閣議口頭了解）に基づき開催。

18 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成16年3月2日関係省庁申合せ）に基づき開催。

（２）県及び市の役割

県及び市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する¹⁹。

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国が定める基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、外来診療、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、保健所を設置する市（以下「保健所設置市」という。）、感染症指定医療機関²⁰等で構成される青森県感染症対策連携協議会²¹（以下「連携協議会」という。）等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

【市】

市は、市民に最も近い行政単位であり、ワクチンの住民接種²²や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に關し、国が定める基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県、近隣市町村、医師会、医療機関、消防本部等の関係機関と緊密な連携を図る。

19 特措法第3条第4項

20 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、市行動計画上では「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

21 感染症法第10条の2

22 特措法第27条の2及び予防接種法第6条第3項

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、外来診療、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき²³、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める²⁴。

(6) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者について

23 特措法第 3 条第 5 項

24 特措法第 4 条第 3 項

は、感染防止のための措置の徹底が求められる²⁵ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(7) 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める²⁶。

25 特措法第4条第1項及び第2項

26 特措法第4条第1項

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第1節 市行動計画における対策項目等

(1) 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、市や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保

(2) 対策項目ごとの基本理念と目標

市行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す①から⑦までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

① 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康や市民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、市の危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県、市、医療機関、消防本部等の多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集を行い、的確な対策の実施につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜^{さくそう}しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民、国、県、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び地域経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれがあり、市が、特措法に基づくまん延防止等重点措置や緊急事態措置の対象区域となった場合には、県と連携し必要な対策を講ずる。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が地域経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、状況に応じ、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しについて県と協議する。

④ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や地域経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、市は、県や医療機関、事業者、関係団体等とともに、平時から接

種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、全ての手段を通じて、安全で有効なワクチンの迅速な供給を行うとともに、接種に当たっても、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

⑤ 保健

市は、県と連携して、市及び周辺市町村の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進を図ることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、必要に応じ、市から県を通じ、国に対して備蓄物資の放出を要請する。

⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、市は、必要に応じ、市民生活及び地域経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行い、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の①から③までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

- ① 人材育成
- ② 国及び県との連携
- ③ DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

① 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。

その際には、多くの人が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

また、リスクコミュニケーションを含め、感染症対応業務に関する研修への参加、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のための研修への参加や訓練等の取組、日頃からの庁内連携や連動等が求められる。

新型コロナウイルス感染症対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要である。災害対応等における全庁体制等の近接領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修及び訓練や人材育成を進めることにも取り組むべきである。

また、地域の医療機関等においても、国、県及び関係団体等による訓練や研修等により、感染症を専門とする医師や看護師等の医療職等、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進めることが期待される。

② 国及び県との連携

新型インフルエンザ等の対応に当たって、国、県及び市の適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保をはじめとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。また、市は市民に最も近い行政単位として予防接種や市民の生活支援等の役割が期待されている。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国、県及

び市の連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。さらに、新型インフルエンザ等への対応では県及び市町村の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は都道府県間の連携、都道府県と市町村との連携、保健所間の連携も重要であり、こうした地方公共団体間の広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

また、市は、新型インフルエンザ等の発生時に市民、事業者、関係機関等に対して適切な情報提供・共有を行うとともに、次の感染症危機に備えて、分かりやすさの向上等の観点から、方法等の工夫を検討する。

新型インフルエンザ等対策に当たっては、平時から国や県との意見交換を進め、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、対策の現場を担う市としての意見を国及び県に伝えていくことが重要である。また、国及び県と共同して訓練等を行い、連携体制を不断に確認及び改善していくことが重要である。

③ DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

近年取組が進みつつある DX は、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用等のデータの利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

例えば、新型コロナウイルス感染症対応においては、急激な感染拡大に伴い、感染症法に基づく発生届の届出数が増え、保健所職員の入力業務等の負担が著しく増加した。このため国は、2020 年に「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）」を整備し、医療機関から発生届のオンライン提出ができるようにするとともに、患者本人による自身の健康状態のオンライン報告も可能としたことで、保健所職員等の健康観察業務等の負担が軽減された。このほか、国が整備した医療機関等情報支援システム（G-MIS）により、医療機関における病床の使用状況や感染症対策物資等の確保状況等の一元的な把握が迅速に行えるようになった。

新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、医療 DX を含め、感染症危機対応に備えた DX を推進していくことが不可欠である。

さらに、こうした取組を進めていくに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、市民一人一人への適時適切な情報提供・共有を行うことが重要である。

第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等

(1) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

市や市民等が幅広く対応に関係した新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

(2) 多様な主体の参画による実践的な訓練への参加や実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練への参加や実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。市は、訓練への参加や実施、それに基づく点検や改善を行う。

(3) 定期的なフォローアップと必要な見直し

訓練への参加や実施等により得られた改善点や、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、市行動計画等の関連文書について、必要な見直しを行うことが重要である。

(4) 政府行動計画と県行動計画・市行動計画等

政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえて、市での新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、市行動計画の見直しを行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目における取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

(1) 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。(健康こども部、関係部局)

(2) 市行動計画等の作成や体制整備・強化

ア 市は、市行動計画を作成・変更する。市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く²⁷。(健康こども部)

イ 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、市業務継続計画を作成・変更する。(健康こども部、総務部)

ウ 市は、特措法の定めのほか、市対策本部に関し、必要な事項を条例で定める²⁸。(健康こども部)

エ 市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、庁内の連携強化や役割分担に関する調整を行う。(健康こども部、総務部、関係部局)

オ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。(健康こども部、総務部、関係部局)

(3) 国、県及び他市町村等との連携の強化

ア 国、県、市町村及び指定(地方)公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。(健康こども部)

イ 国、県、市及び指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとし

27 特措法第7条第3項及び第9項並びに第8条第7項及び第8項

28 特措法第37条

た連携体制を構築する。(健康こども部)

第2節 初動期

（1）新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の対応

国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがあると判断した場合には、情報収集に努めるとともに、速やかに関係部局や関係機関と情報共有し、市の初動対応についての検討を行う。（健康こども部、関係部局）

（2）新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の対応

ア 府県対策本部及び県対策本部が設置²⁹された場合において、市は、副市長を座長とする庁内連絡会議を設置することとし、新型インフルエンザ等対策に係る準備を進める。また、市は、必要に応じて、第1節（準備期）（2）を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。（全部局）

<弘前市新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議の構成>

座長	副市長
構成員	健康こども部長、企画課長、広聴広報課長、人事課長、危機管理室長、防災課長、財政課長、管財課長、市民協働課長、環境課長、福祉総務課長、障がい福祉課長、介護福祉課長、こども家庭課長、健康増進課長、地域医療課長、スポーツ振興課長、農政課長、商工労政課長、観光課長、土木課長、都市計画課長、岩木総合支所民生課長、相馬総合支所民生課長、会計課長、上下水道部総務課長、議会事務局次長、教育総務課長、学務健康課長、農業委員会事務局次長
事務局	健康増進課

イ 市は、市内外の感染状況等を勘案し、対策等を迅速かつ強力に推進する必要がある場合に市対策本部へ移行することとし、また、市対策本部を設置するに至らないと判断されるが、警戒体制を強化する必要がある場合は、警戒対策本部を設置し、市対策本部設置時に準じて対応する。（全部局）

29 特措法第22条第1項

＜弘前市新型インフルエンザ等対策本部の構成＞

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長、企画部長、総務部長、危機管理局長、財務部長、 市民生活部長、福祉部長、健康こども部長、スポーツ局長、 農林部長、商工部長、観光部長、建設部長、都市整備部長、 岩木総合支所長、相馬総合支所長、上下水道部長、議会事 務局長、教育部長、農業委員会事務局長、弘前地区消防事 務組合消防長
事務局	健康増進課

（３）迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について財源を確保し³⁰、所要の準備を行う。（健康こども部、財務部）

30 特措法第 70 条の 2 第 1 項

第3節 対応期

（1）基本となる実施体制の在り方

必要に応じ、以下の実施体制をとる。

ア 対策の実施体制

（ア）市は、県と連携し、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。（全部局）

（イ）市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。（全部局）

イ 県による総合調整

市は、市内の新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県に対し、市内の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を要請する。（健康こども部）

ウ 職員の派遣・応援への対応

（ア）市は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行³¹を要請する。（健康こども部、総務部）

（イ）市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める³²。（健康こども部、総務部）

（2）必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、対策に要する経費について財源を確保³³し、必要な対策を実施する。（健康こども部、財務部）

（3）緊急事態措置について

ア 緊急事態宣言への対応

国が、特措法に基づき、市の区域に係る緊急事態宣言を行なったときは、直ちに市対策本部を設置する³⁴。市対策本部は、原則として、健康増進課に

31 特措法第26条の2第1項

32 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

33 特措法第70条の2第1項。

34 特措法第34条第1項。なお、特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条の規定により、市町村は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われたときは、遅滞なく市町村対策本部

置く。

市は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う³⁵。（健康こども部）

イ 市対策本部の所掌事務等

(7) 市対策本部の所掌事務

- a 新型インフルエンザ等の県内及び市内における発生の状況の情報収集
- b 市が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整
- c 市民に対する予防接種の実施その他新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置に係る総合調整
- d 生活環境³⁶の保全その他市民生活及び地域経済の安定に関する措置に係る総合調整
- e その他本部長が新型インフルエンザ等対策に関して総合調整を必要として指示する事項

(イ) 本部長等の職務

- a 本部長は、市が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整の方針を決定し、当該方針をその分担する部局を所管する本部員に指示する。
- b 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- c その分担する部署を所管する本部員は、本部長が示す総合調整の方針を当該部局に対して周知し、当該方針に係る新型インフルエンザ等対策を実施するよう調整する。

を廃止するとされている。

35 特措法第36条第1項

36 特措法第8条第2項第2号ハ。

・ 環境基本法の解説によれば、「生活環境」という用語は、様々な法律において用いられているが、法律上の明確な定義が置かれている例はなく、常識的な意味で理解されるものを指すものとされる。なお、環境基本法上、「生活環境」には、「人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。」とされている。（環境省）

（ウ）各部等の主な役割

部等名	主な役割
企画部	・ 庁内連絡会議や市対策本部の設置・運営への支援・助言に関すること。 ・ 広報の総括に関すること。
総務部	・ 市業務継続計画に関すること。 ・ 職員の動員・勤務に関すること。 ・ 職員の特定接種に関すること。 ・ 職員の心身のケアに関すること ・ 物資等の備蓄に関すること。 ・ DXの推進に関すること。
財務部	・ 対策関係予算の措置に関すること。
市民生活部	・ 遺体の火葬及び埋葬に関すること。 ・ 埋火葬許可証の発行に関すること。
福祉部	・ 要配慮者等への支援に関すること。 ・ 社会福祉事業者・介護保険関連施設への情報提供に関すること。 ・ 社会福祉施設・介護保険関連施設等の状況把握等に関すること。
健康こども部	・ 対策本部、警戒本部及び庁内連絡会議の運営及び総括に関すること。 ・ 市業務継続計画に関すること。 ・ 国、県、地域医療機関及び医療関係団体との連携に関すること。 ・ 新型インフルエンザ等に関する情報収集及び情報提供並びに感染予防策の普及啓発に関すること。 ・ 新型インフルエンザ等に係るコールセンター等の設置・運営・対応等に関すること。 ・ 特定接種及び住民接種に関すること。 ・ 市民の心身のケアに関すること ・ 新型インフルエンザ等対策の活動記録に関すること。 ・ 保育所等の感染対策に関すること。 ・ 保育所等の保育施設の利用児童の感染状況等の把握に関すること ・ 社会体育施設の状況把握等に関すること。

部等名	主な役割
農林部	・ 主要食料等の確保に関すること。 ・ 農林水産関係事業者への情報提供に関すること。 ・ 農林水産業に関する施設等の状況把握等に関すること。
商工部	・ 生活必需品の需給調整に関すること。 ・ 燃料・雑貨等の確保に関すること。 ・ 商工業関係事業者への情報提供に関すること。 ・ 商工業に関する施設等の状況把握等に関すること。
観光部	・ 観光客への情報提供に関すること。 ・ 観光関係事業者（宿泊施設等）への情報提供に関すること。 ・ 観光に関する施設等の状況把握等に関すること。 ・ 文化施設の状況把握等に関すること。
建設部	・ 土木・建設関係事業者への情報提供に関すること。
都市整備部	・ 公共交通機関への情報提供及び状況把握等に関すること。
岩木・相馬総合支所	・ 本庁各部との調整並びに地域住民への情報提供及び状況把握等に関すること。
会計課	・ 対策関係経費の経理に関すること。
上下水道部	・ 上下水道の機能確保に関すること。 ・ 上下水道関係事業者への情報提供及び状況把握等に関すること。
教育委員会事務局	・ 市内小・中学校に通う児童生徒の感染状況等の把握に関すること。 ・ 幼稚園等の市立学校以外の教育施設における状況把握に関すること。 ・ 市立小・中学校の感染予防に関すること。 ・ 市立小・中学校の教育活動全般に係る支援に関すること。 ・ 所管施設の状況把握等に関すること。 ・ 所管施設における住民接種への協力に関すること。

協力機関	主な役割
弘前地区消防事務組合	・ 救急搬送体制の確保

（４）特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

市は、政府対策本部及び県対策本部が廃止されたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する³⁷。（健康こども部）

37 特措法第 37 条の規定により読み替えて準用する特措法第 25 条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

(1) 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

ア 市からの情報提供・共有について

市民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、市の果たす役割は大きい。市においては、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」第1章及び第2章に掲げられた国の取組に関する留意事項等を参考とするほか、県や他市町村等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期から市民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、市による情報提供・共有について、有用な情報源として住民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。(健康こども部、企画部)

イ 県との間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。こうしたことを踏まえ、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県が必要と認める情報の提供を受けることがあるとされている³⁸。有事における円滑な連携のため、当該情報連携について、例えば、中南保健所、市、市医師会、医療機関、消防本部等関係機関の実務担当者によるweb会議を開催する等、具体的な手順をあらかじめ県や市等の間で合意しておくことも考えられる³⁹。

(健康こども部)

ウ 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、偏見・差別等の発生及び偽・誤情報の流布の防止や科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供することを目的として、国からの要請を受けた場合に、コールセンター等を設置する準備を進める。(健康こども部)

38 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第16条等。

39 具体的な手順等については「感染状況等に係る都道府県と市町村の間の情報共有及び自宅・宿泊療養者等への対応に係る事例について」（令和5年6月19日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）参照。

第２節 初動期

（１）情報提供・共有について

ア 市からの情報提供・共有について

市は、第２章第１節（１）アで整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。（健康こども部、企画部）

イ 県との間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、第２章第１節（１）イに引き続き、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うため、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県が必要と認める情報の提供を受ける。（健康こども部）

（２）双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請があった場合は、第２章第１節（１）ウで準備したコールセンター等を設置する。（健康こども部）

第3節 対応期

（１）情報提供・共有について

ア 市からの情報提供・共有について

市は、第2章第2節（１）アに引き続き、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。（健康こども部、企画部）

イ 県との間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、第2章第2節（１）イに引き続き、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うため、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県が必要と認める情報の提供を受ける。（健康こども部）

（２）双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、第2章第2節（２）で設置したコールセンター等の運営を継続する。（健康こども部）

第3章 まん延防止

第1節 準備期

- (1) 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等
ア 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。(健康こども部、企画部)

- イ 市は県と連携して、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態⁴⁰における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。(健康こども部、企画部、商工部、関係部局)

40 特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態をいう。以下同じ。

第2節 初動期

（1）市内でのまん延防止対策の準備

市は、国の要請に基づき、市業務継続計画に基づく対応の準備を行う。
（健康こども部、関係部局）

第3節 対応期

（１）市内でのまん延防止対策

ア 患者や濃厚接触者への対応

市は、県が実施する感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）⁴¹や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）⁴²等の措置への協力を行う。（健康子ども部、関係部局）

イ 患者や濃厚接触者以外の市民に対する周知

（ア）外出等に係る周知

市は、県から集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請が行われた場合は、これを周知する。

また、市が、国によりまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされ、県から営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請が行われた場合は、これを周知する。（健康子ども部、企画部、商工部）

（イ）基本的な感染対策に係る周知

市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、また、県からその徹底について要請が行われた場合は、これを周知する。（健康子ども部、企画部、商工部）

ウ 事業者や学校等に対する周知

（ア）営業時間の変更や休業要請等

市は、県からまん延防止等重点措置として措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更⁴³の要請が行われた場合は、これを周知する。

また、県から緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設⁴⁴を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」

41 感染症法第26条第2項の規定により準用する感染症法第19条

42 感染症法第44条の3第1項

43 特措法第36条の8第1項

44 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に規定する施設に限る。

という。)に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請⁴⁵が行われた場合は、これを周知する。（健康こども部、商工部、教育委員会、関係部局）

(イ) まん延の防止のための措置の周知

市は、県から上記(7)のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることについて要請⁴⁶が行われた場合は、これを周知する。（健康こども部、商工部、教育委員会、関係部局）

(ウ) その他の事業者に対する周知

- a 市は、県から事業者に対して、職場における感染対策の徹底の要請が行われるとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨、または徹底することの協力要請が行われた場合、これを周知する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等について協力要請が行われた場合、これを周知する。（健康こども部、商工部、教育委員会、関係部局）
- b 市は、県から集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等の要請が行われた場合、これを周知する。（健康こども部、商工部、教育委員会、関係部局）

(エ) 学級閉鎖・休校の判断等

市は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、市立小・中学校については、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に判断する。（健康こども部、教育委員会）

45 特措法第 45 条第 2 項

46 特措法第 31 条の 8 第 1 項及び第 45 条第 2 項

（オ）市が設置する公共施設の休止等の判断

市は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、市が設置する公共施設の休止等について、適切に判断する。（健康子ども部、関係部局）

第4章 ワクチン

第1節 準備期

(1) ワクチンの接種に必要な資材の確保

市は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐ サージカルマスク ☐ N95マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ アイソレーションガウン ☐ フェイスシールド ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

アルコール綿、医療廃棄物容器等については、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、市医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、市が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に

事前の準備を進める。（健康こども部）

（２）ワクチン供給体制の構築に向けた準備

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。（健康こども部）

（３）接種体制の構築

ア 接種体制

市は、市医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。（健康こども部）

イ 特定接種

（ア） 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制を構築する。（健康こども部）

（イ） 特定接種の対象となり得る市職員については、市が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。（健康こども部、総務部）

ウ 住民接種

市は、平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア） 市は、国等の協力を得ながら、市に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る⁴⁷。（健康こども部）

 a 市は、住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、市医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよ

47 予防接種法第6条第3項

う接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。（健康こども部、企画部、総務部）

- ① 接種対象者数
- ② 市の人員体制の確保
- ③ 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- ④ 接種場所の確保（医療機関、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
- ⑤ 接種に必要な資材等の確保
- ⑥ 国、県及び市間や、市医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- ⑦ 接種に関する住民への周知方法の策定

- b 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県の介護保険部局、障害保健福祉部局等とも連携し、これらの者への接種体制を検討すること。（健康こども部、福祉部）

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- c 市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種個別接種）会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定すること。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、市医師会等の協力を得てその確保を図るべきであり、個別接種、集団的接種いずれの場合も、市医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ることが望ましい。（健康こども部）
 - d 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討すること。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮すること。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、市医師会等と委託契約を締結し、市医師会等が運営を行うことも可能である。（健康こども部）
- (イ) 市は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。（健康こども部）
- (ウ) 市は、速やかに接種できるよう、市医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。（健康こども部、企画部、教育委員会）
- (4) 情報提供・共有
- ア 住民への対応
- 市は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。（健康こども部、教育委員会）

イ 市における対応

市は、定期の予防接種の実施主体として、市医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。（健康こども部）

ウ 市内部の連携

市の予防接種施策の推進に当たり、医療及び衛生分野を所管する健康こども部のほか、他の分野、特に福祉部、商工部等との連携及び協力が重要となるため、その強化に努める必要がある。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であるため、健康こども部と教育委員会等の連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に規定する就学時の健康診断及び第 13 条第 1 項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める必要がある。（健康こども部、福祉部、商工部、教育委員会）

（５）DX の推進

ア 市は、市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。（健康こども部、総務部）

イ 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。（健康こども部、総務部）

ウ 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないようにこれを周知する。

（健康こども部、総務部）

第2節 初動期

（1）接種体制

ア 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。（健康こども部、関係部局）

イ ワクチンの接種に必要な資材の確保

市は、第4章第1節（1）において必要と判断した資材について、接種会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討し、適切に確保する。（健康こども部、総務部）

（2）特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は、市医師会等の協力を得て、その確保を図る。（健康こども部）

（3）住民接種

ア 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。（健康こども部）

イ 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。（健康こども部、総務部、関係部局）

ウ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、県の保護施設担当部局及び福祉事務所、市の健康こども部と福祉部が連携し行うこと（調整を要する施設等及びその被接種者数を市の福祉部、県の保護施設担当部局及び福祉事務所がそれぞれ取りまとめ、接種に係る市医師会等の調整等は健康こども部と連携し行うこと等）が考えられる。なお、接種会場の

スタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。（健康こども部、総務部、福祉部）

エ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は市医師会等の協力を得て、その確保を図る。（健康こども部）

オ 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、市医師会、近隣市町村、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。また、県が、市の接種の負担を軽減するため、大規模接種会場を設けることも考えられる。（健康こども部）

カ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県の介護保険部局、障害保健福祉部局、市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。（健康こども部、福祉部）

キ 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。（健康こども部、総務部）

ク 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等

の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考えられる。（健康こども部）

ケ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ市医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、県医師会及び市医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と情報共有することにより、適切な連携体制を確保する。（健康こども部）

コ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げる等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の基準を遵守すること。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。（健康こども部、関係部局）

サ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。（健康こども部）

第3節 対応期

（１）ワクチン等の供給

ア 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。（健康こども部）

イ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。（健康こども部）

ウ ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、市は、厚生労働省の要請を受けた県の調整により、地域間の融通等を行うことがある。（健康こども部）

（２）接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

ア 特定接種

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国及び県と連携し、国及び県が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。（健康こども部）

イ 住民接種

（ア）予防接種の準備

a 市は、国及び県からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。（健康こども部）

b 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。（健康こども部）

c 市は、各会場において医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。（健康こども部）

d 市は、発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状

態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知するほか、接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。

また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行うことの徹底を図る。（健康こども部、企画部）

- e 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う体制を確保する。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。（健康こども部、福祉部）
- f 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県の保護施設担当部局及び福祉事務所、市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。（健康こども部、福祉部）

(イ) 予防接種体制の構築

市は、国の要請に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。（健康こども部）

(ウ) 接種に関する情報提供・共有

- a 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国及び県からの要請に基づき、国及び県に対し接種に関する情報提供・共有を行う。（健康こども部）
- b 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。（健康こども部、総務部）
- c 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。（健康こども部、企画部、総務部）

（エ）接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。
（健康こども部、福祉部）

（オ）接種記録の管理

国、県及び市は、相互に接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。（健康こども部、総務部）

（３）健康被害救済

ア 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。（健康こども部）

イ 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第 15 条第 1 項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村となる。（健康こども部）

ウ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。（健康こども部）

（４）情報提供・共有

ア 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種に対応する会場・医療機関の情報や接種の状況、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国から情報提供・共有される予防接種に係る情報について、市民への周知・共有を行うとともに、必要に応じ各種相談窓口を開設することも検討する。（健康こども部、企画部）

イ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。（健康こども部、企画部）

ウ 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。（健康こども部、商工部）

エ 住民接種に係る対応

(7) 市は、接種の実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。（健康こども部）

(イ) 住民接種については、接種を緊急に実施するものであるため、市は、次のような点に留意して広報を行う。

- a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっていたり、ワクチンの需要に対し供給が限られている可能性があるため、接種目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
- b ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
- c 平時の予防接種とは接種体制が異なることによる混乱を防止するため、接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応すべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。（健康こども部、企画部）

第5章 保健

第1節 準備期

(1) 要配慮者の把握

市は、町会等と連携して、新型インフルエンザ等の流行により、孤独・孤立化し生活に支障を来す恐れがある世帯の把握に努め、発生後速やかに必要な支援ができるようにする。

新型インフルエンザ等発生時の要配慮者は、家族が同居していない又は近くにいない等のため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活ができない高齢者、障がい者等が対象範囲となる。状況に応じて、次の事項を参考とし、市が要配慮者を決める。(健康こども部、福祉部)

ア 一人暮らし又は同居家族等の障がい、疾病等の理由により、介護ヘルパー等の介護等がなければ、日常生活（特に食事）が非常に困難な者

イ 障がい者のうち、一人暮らし等の理由により、介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者

ウ 障がい者又は高齢者のうち、一人暮らし等の理由により、支援がなければ市等からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時の対応が困難な者

エ その他、支援を要する者（ただし、要配慮者として認められる事情を有する者）

(2) 要配慮者への支援内容の検討、食料品や生活必需品等の提供の準備

市は、要配慮者の登録情報を整理し、安否確認等に関する対策や食料品・生活必需品等に関する対策を考慮した、必要な支援内容、協力者への依頼内容を検討する。(健康こども部、福祉部、関係部局)

第２節 初動期

（１）県の有事体制移行に対する協力準備

市は、県からの人員確保に向けた応援派遣要請があった場合の準備を行う。（健康こども部、総務部）

（２）住民への情報提供

市は、県が、国の要請に基づき相談センターを整備した場合、発生国・地域からの帰国者や有症状者等に対して、必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診につながるよう周知に協力する。（健康こども部、企画部）

第3節 対応期

（１）県の有事体制移行に対する協力

市は、県からの応援派遣要請があった場合、これに協力する。（健康こども部、総務部）

（２）健康観察及び生活支援

ア 市は、県が実施する健康観察に協力する。（健康こども部）

イ 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受け、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する⁴⁸。（健康こども部、関係部局）

48 感染症法第44条の3第7項、第9項及び第10項

第6章 物資

第1節 準備期

(1) 感染症対策物資等の備蓄等⁴⁹

ア 市は、所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する⁵⁰。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁵¹。（健康こども部、総務部）

イ 市は、市民に対し、マスク等の感染症対策物資について、災害対策も兼ねて、食料品、生活必需品とともに平時から備蓄することを勧奨する。（健康こども部、総務部）

ウ 市は、市内医療機関、福祉施設、教育施設、事業者等に対し、職場等における感染症対策物資について、平時から備蓄することを勧奨する。（健康こども部、福祉部、教育委員会、関係部局）

49 ワクチン接種資器材等の備蓄については、対策項目の章の記載を参照。

50 特措法第10条

51 特措法第11条

第２節 初動期

（１）感染症対策物資等の確認等

ア 市は、平時から備蓄した物資の在庫状況を確認する。（健康こども部、総務部）

イ 市は、市民に対し、マスク等の感染症対策物資、食料品や生活必需品等の備蓄の準備や確認を行うよう周知する。（健康こども部、企画部）

ウ 市は、根拠のない感染症情報や物資の購入等に関する誤った情報で、市民に動揺や混乱が生じないように、冷静な対応を呼びかける。（健康こども部）

第3節 対応期

（1）備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、県が、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足し、市町村、指定（地方）公共機関等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等の対策が必要と判断した場合、これに協力するよう努める。（健康こども部、総務部）

第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

(1) 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。(全部局)

(2) 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。(健康こども部、総務部、関係部局)

(3) 物資及び資材の備蓄

ア 市は、市行動計画及び市業務継続計画に基づき、感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する⁵²。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁵³。(健康こども部、総務部)

イ 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。(健康こども部、企画部、関係部局)

(4) 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国の要請に基づき、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し、要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。(健康こども部、福祉部、関係部局)

(5) 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための調整を行うものとする。(健康こども部、市民生活部)

52 特措法第10条

53 特措法第11条

第２節 初動期

（１）事業継続に向けた準備等の勧奨

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨する。（健康こども部、商工部、関係部局）

（２）生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

市は、市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。（健康こども部、企画部、農林部、商工部、関係部局）

（３）遺体の火葬・安置

市は、国の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（健康こども部、市民生活部、関係部局）

第3節 対応期

（１）市民生活の安定の確保を対象とした対応

ア 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。（健康こども部）

イ 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請に基づき、高齢者、障がい者等の要配慮者等に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（健康こども部、福祉部、関係部局）

ウ 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限⁵⁴やその他長期の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。（健康こども部、教育委員会）

エ 生活関連物資等の価格の安定等

（ア）市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国や県が行う取組に必要な協力を行う。（健康こども部、農林部、商工部、関係部局）

（イ）市は、生活関連物資等の需給・価格動向や国や県により実施された措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（健康こども部、農林部、商工部、関係部局）

（ウ）市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、行動計画に基づき、適切な対策を講ずる。（健康こども部、農林部、商工部、関係部局）

（エ）市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高

54 特措法第45条第2項

い物資若しくは役務又は地域経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときに国や県が行う、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）、物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）その他の法令の規定に基づく措置⁵⁵等に協力する。（健康こども部、農林部、商工部、関係部局）

（オ）埋葬・火葬の特例等

- a 市は、可能な限り火葬炉を稼働させる。（市民生活部）
- b 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。（健康こども部、市民生活部、関係部局）
- c 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。（健康こども部、市民生活部、関係部局）
- d 市は、県を通じた国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。（健康こども部、財務部、市民生活部、関係部局）
- e あわせて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。（健康こども部、総務部、市民生活部、関係部局）
- f 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。（健康こども部、市民生活部、関係部局）
- g 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。（健康こども部、市民生活部、関係部局）

55 特措法第 59 条

（２）地域経済活動の安定の確保を対象とした対応

ア 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる⁵⁶。（健康こども部、財務部、商工部、関係部局）

イ 市民生活及び地域経済に及ぼす影響を緩和するその他の支援

市は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等緊急事態措置及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置等により生じた市民生活及び地域経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。（全部局）

56 特措法第 63 条の 2 第 1 項

用語集

用語	内容
医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	市行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、个人防护具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起らない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。

用語	内容
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
協定締結医療機関	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「外来診療」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか 1 つ以上の医療措置を実施する。
事業継続計画・業務継続計画	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。B C P (Business Continuity Plan) ともいう。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。

用語	内容
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
酸素飽和度	血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合。
指定（地方）公共機関	特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症（感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 市行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
相談センター	県等が設置する新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。

用語	内容
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、市による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの。
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
都道府県調整本部	管内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門であり、都道府県域を超えた広域での患者の受入れ調整も行う（名称は各都道府県で設定）。
都道府県等	都道府県、保健所設置市（地域保健法施行令（昭和 23 年政令第 77 号）第 1 条に定める市）及び特別区。
都道府県連携協議会	感染症法第 10 条の 2 に規定する主に都道府県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都道府県が設置する組織。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン。

用語	内容
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。 新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

用語	内容
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。
ICT	Information and Communication Technology の略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI等が含まれる。
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
5類感染症	感染症法第6条第6項に規定する感染症。新型コロナウイルス感染症は、2023年5月8日に5類感染症に位置付けられた。